別表第十一（第四条の五第七項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	一％

別表第十二（第四条の五第八項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合	三％
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合以外の組合	二％

附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	○・○六％
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	○・○○六％
生存保障リスク	年金共済期末責任準備金額	一％
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	○・三％
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	○・七五％
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	三十三％
自動車リスク		十四％
傷害リスク		二十六％
その他のリスク（生命）		三十四％
その他のリスク（損害）		三十四％

備考

一　「リスク対象金額」は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

二　「年金共済期末責任準備金額」には、確定年金を約した共済契約（確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。）その他の生存保障リスクが発生していない共済契約に係る責任準備金を含まない。

三　「正味経過危険共済掛金」は、正味収入共済掛金と前事業年度末における未経過共済掛金（規則第百七十九条第一項第二号イの方法により計算した金額をいう。以下同じ。）の合計額から当該事業年度末における未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

四　「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。

五　前号の「正味支払共済金額」とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金等の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。

六　第四号の「大規模災害」とは、火災リスクにおける一回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三％を上回る災害をいう。

七　「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

○厚生労働省告示第四十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月一日から適用する。

平成二十二年一月二十九日　厚生労働大臣　長妻　昭

第一条第七号中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第四号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に改め、「期間」の下に「（前号に定める期間を除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第三号中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に改め、「期間」の下に「（前号に定める期間を除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十二年六月までの期間

第一条第二号中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に改め、「期間」の下に「（前号に定める期間を除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　半額保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十二年六月までの期間

第一条第一号中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十二年六月までの期間

第二条第二項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「別表第二から別表第六まで」を「別表第四から別表第八まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一」を「別表第三」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

被保険者が、一年間又は六月間の保険料を前納する場合（第七条第一項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一又は別表第二に定める額とする。

第三条第二項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「別表第八」を「別表第十二又は別表第十三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二号」の下に「又は第三号」を加え、「別表第七」を「別表第十又は別表第十一」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

被保険者が、六月間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第九に定める額とする。

第四条第二項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「別表第十」を「別表第十七又は別表第十八」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三号」を「第四号又は第五号」に、「別表第九」を「別表第十五又は別表第十六」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

被保険者が、六月間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十四に定める額とする。

第五条第二項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「別表第十二」を「別表第二十二又は別表第二十三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四号」を「第六号又は第七号」に、「別表第十一」を「別表第二十又は別表第二十一」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

被保険者が、六月間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十九に定める額とする。

第六条第二項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「別表第十四から別表第十六まで」を「別表第二十七から別表第二十九まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第十三」を「別表第二十六」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

被保険者が、一年間又は六月間の付加保険料を前納する場合（第八条第一項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二十四又は別表第二十五に定める額とする。